

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7241385号
(P7241385)

(45)発行日 令和5年3月17日(2023.3.17)

(24)登録日 令和5年3月9日(2023.3.9)

(51)国際特許分類 F I
A 6 1 F 15/00 (2006.01) A 6 1 F 15/00 3 3 8

請求項の数 7 (全18頁)

(21)出願番号	特願2018-221206(P2018-221206)	(73)特許権者	510057143 株式会社エスアンドイーコーポレーション
(22)出願日	平成30年11月27日(2018.11.27)		東京都渋谷区西原3丁目16番12号
(65)公開番号	特開2020-81436(P2020-81436A)	(74)代理人	100110560 弁理士 松下 恵三
(43)公開日	令和2年6月4日(2020.6.4)	(72)発明者	松田博明 東京都渋谷区西原三丁目16番12号 株式会社エスアンドイーコーポレーション内
審査請求日	令和3年11月27日(2021.11.27)	審査官	須賀 仁美

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 テーピングテープ用ホルダー

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

中央に筒状ベースを有するとともに、筒状ベース上に巻きまわされたテーピングテープを保持するためのテーピングテープ用ホルダーであって、

前記筒状ベースの筒を挿通する挿通棒と、

挿通棒の両端部に少なくとも一方は着脱自在に配置されテーピングテープの側面を做わせ、少なくとも対応する位置に机上載置用直線部を有する相互に平行配置される一対の鏝と、

前記一方の鏝に前記筒状ベースを前記挿通棒に挿通した状態での前記筒状ベースの筒の中心軸と平行に立設され、相互の間からテーピングテープを引き出すための一対の引出部材と、

前記引出部材が立設された鏝と別の鏝に設けられる前記一対の引出部材を挿通固定するための引出部材挿通孔と、を有し、

前記一対の引出部材の少なくとも一方は、この一対の引出部材によって構成される隙間に向けたテーピングテープ切断刃を有するテーピングテープ用ホルダー。

【請求項2】

前記テーピングテープ切断刃は、凸曲面状である請求項1に記載のテーピングテープ用ホルダー。

【請求項3】

前記机上載置用直線部に対向する鏝の領域には前記机上載置用直線部と略平行な鏝押下

10

20

用直線部を有する請求項 1 又は 2 に記載のテーピングテープ用ホルダー。

【請求項 4】

前記鏢の前記一対の引出部材側上部には、テーピングテープ引出時の転がりを阻止するために部材をあてがって係止するための係止部を有する請求項 1 から請求項 3 のいずれか一に記載のテーピングテープ用ホルダー。

【請求項 5】

前記着脱自在に配置される鏢は中央にねじ挿通孔を有し、前記挿通棒は、端面に前記ねじ挿通孔に挿通するための鏢固定ねじを立設し、前記鏢のねじ挿通孔に前記鏢固定ねじを挿通した状態で前記鏢を前記挿通棒にねじ止め固定するためのねじキャップを有する

請求項 1 から請求項 4 のいずれか一に記載のテーピングテープ用ホルダー。

【請求項 6】

前記鏢のうち、前記挿通棒と着脱自在に構成されない側の鏢が、他の挿通棒と着脱自在に構成されないで着脱自在に構成されている他の鏢と同様にさらに他の鏢と一対をなすように構成されている請求項 1 から請求項 5 のいずれか一に記載のテーピングテープ用ホルダー。

【請求項 7】

テーピングテープと、請求項 1 から請求項 6 のいずれか一に記載のテーピングテープ用ホルダーとからなるテーピングテープシステム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、テーピングテープのホルダーに関するものである。

【背景技術】

【0002】

一般に、医療用又は運動用のテーピングテープが知られている。なお、呼び方としては単に「テーピング」と呼ばれることもあるが、本発明における「テーピングテープ」に含まれるものである。運動用であれば、スポーツ選手が負傷を予防したり、若しくは負傷した部位の悪化を防止するために、関節、筋肉などにテープを巻いて固定するという用途がある。医療用であれば、点滴の注射針の挿入箇所及び挿入方向を固定したり、あるいはカテーテル挿入口を固定するという用途がある。伸縮性のものと非伸縮性のものがあれば、そのテープ幅も様々であり、12センチメートル、19センチメートル、25センチメートル、38センチメートル、50センチメートルなどのものが存在している。基本的には手では切れないものが多いが、中には手で切れるものも存在しており、更には撥水性のものも存在している。通常、離型紙部分と粘着性部分と布状部分との3層構造になっており、布状部分と粘着性部分が一体になっている。

【0003】

伸縮性部材のテーピングテープの具体例としては、テーピングテープの布状部材を糸を編み込むことにより構成し、その糸につき伸縮性部材を使用することによりテーピングテープ全体の伸縮性をもたせることができる。編み込ませるにあたって、縦方向では伸縮性部材を使用し、横方向では非伸縮性部材を使用するなどして、指向性をもたせることもできる。

【0004】

このようなテーピングテープは、従来、テーピングテープを安定した状態にて回動可能に支承するためのホルダーが特に存在せず、床面に転がっているような状況であった。そのような状況では、清潔ではなく衛生的に問題があった。特に、医療用であればカテーテル挿入口などにテーピングテープを貼付するため、不衛生であれば、テーピングテープの幅方向端部から汚染する危険というリスクが問題であった。もちろん医療現場では体液等による汚染リスクが否定できないところ、例えば床面にテーピングテープが転がっている状況では、過去に体液によって汚染されている床面にテーピングテープが転がり、その幅方

10

20

30

40

50

向端部から汚染するというリスクを否定できるものではなかった。さらに、テーピングテープでは、離型紙と、人体に貼付する布状部材とからなっているところ、両者がテーピングテープとして接合する面には粘着剤が使用されており、その粘着剤の成分を好む微生物等が幅方向端部に付けば、その幅方向端部から増殖してテーピングテープの広範囲にわたって増殖するというリスクもある。またテーピングテープを構成している布の部分は液体がしみこみやすく、また布自体は菌などが繁殖しやすいために、この布状部分が汚染されることも気を付けなければならない。このようなことから、特にテーピングテープでは、衛生的に保つための工夫が存在することが望ましかったはずであるが、従来まで、そこが模索されていなかった。特に、テーピングテープの幅方向端部は、人体に貼付した際に外れないようにするため、粘着素材が幅方向端部にまで存在しているのが通常であり、床面に転がっていると菌を含む粉塵等を幅方向端部に付着させる危険性があるものであった。

10

【0005】

なお、テーピングテープを回動可能に支承するための用具として、特許文献は存在しないものの、非特許文献として非特許文献1が挙げられる。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0006】

<https://www.amazon.co.jp/キネシオロジーテープ-テーピングカッター-スパットホルダー-快適通気-テープ1個付セット/dp/B0092JYYTI>

【発明の概要】

20

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

非特許文献1においては、テーピングテープを回動可能に支承するという動機及び固定具にスライド式のカッターを備えさせるという工夫が開示されている。

【0008】

しかし、非特許文献1及び当該製品においては、確かにそのネーミングからも明らかなように「カッターと一体になっている」という点において特徴を有するものであったが、ホルダー自体が不安定であるため、安定したホルダーというには程遠いものであった。使い勝手及び保管上の安全性の点では、テーピングテープを安定した状態にて回動可能に支承するための用具が望まれていた。また、医療現場であれば、横たわっている患者を観察しながらのテーピングテープの貼付作業になることから、片手にて適切な量ないし長さを引き出すことができることが望ましかったが、片手で適切な量ないし長さを引き出すことができないものではなかった。

30

【0009】

そこで、本発明においては、テーピングテープを安定した状態にて回動可能に支承するための用具であって、それによりテーピングテープを片手で適切な量ないし長さを引き出すことを可能とすることができるテーピングテープホルダーを提供することを目的とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0010】

40

そのような目的を達成するため、本発明は、中央に筒状ベースを有するとともに、筒状ベース上に巻きまわされたテーピングテープを保持するためのテーピングテープ用ホルダーであって、前記筒状ベースの筒を挿通する挿通棒と、挿通棒の両端部に少なくとも一方は着脱自在に配置されテーピングテープの側面を做わせ、少なくとも対応する位置に机上載置用直線部を有する相互に平行配置される一対の鏝と、前記一方の鏝に前記筒中心軸と平行に立設され、相互の間からテーピングテープを引き出すための一対の引出部材と、前記引出部材が立設された鏝と別の鏝に設けられる前記一対の引出部材を挿通固定するための引出部材挿通孔とを有するテーピングテープ用ホルダーを開発した。

【0011】

次に、本発明は、前記特徴に加えて、前記一対の鏝の机上載置用直線部は、前記一対の引

50

出部材に前記引出部材挿通孔を挿通固定することで前記筒中心軸に対して同じ角度で配置されるように構成されていることを特徴とするテーピングテープ用ホルダーを開発した。

【0012】

次に、本発明は、前記特徴に加えて、前記机上載置用直線部は、鏝が載置された状態で前記筒中心軸を上方として台形状の底辺及び左右辺をなすように構成されていることを特徴とするテーピングテープ用ホルダーを開発した。

【0013】

次に、本発明は、前記特徴に加えて、鏝正面視にて前記一对の引出部材によって構成される隙間の中心点と挿通棒の中心点を結ぶ線で構成される引出線は、前記机上載置用直線部の直線と40度以上で60度以下となるように二本の引出棒が配置されることを特徴とする

10

【0014】

次に、本発明は、前記特徴に加えて、前記一对の引出部材の少なくとも一方は、この一对の引出部材によって構成される隙間に向けたテーピングテープ切断刃を有することを特徴とするテーピングテープ用ホルダーを開発した。また、本発明は、前記特徴に加えて、前記テーピングテープ切断刃は、凸曲面状であることを特徴とするテーピングテープ用ホルダーを開発した。

【0015】

次に、本発明は、前記特徴に加えて、前記机上載置用直線部に対向する鏝の領域には前記机上載置用直線部と略平行な鏝押下用直線部を有することを特徴とするテーピングテープ用ホルダーを開発した。

20

【0016】

次に、本発明は、前記特徴に加えて、前記鏝の前記一对の引出部材側上部には、テーピングテープ引出時の転がりを阻止するために部材をあてがって係止するための係止部を有することを特徴とするテーピングテープ用ホルダーを開発した。

【0017】

次に、本発明は、前記特徴に加えて、前記着脱自在に配置される鏝は中央にねじ挿通孔を有し、前記挿通棒は、端面に前記ねじ挿通孔に挿通するための鏝固定ねじを立設し、前記鏝のねじ挿通孔に前記鏝固定ねじを挿通した状態で前記鏝を前記挿通棒にねじ止め固定するためのねじキャップを有することを特徴とするテーピングテープ用ホルダーを開発した。

30

【0018】

次に、本発明は、前記特徴に加えて、前記鏝のうち、前記挿通棒と着脱自在に構成されない側の鏝が、他の挿通棒と着脱自在に構成されないで着脱自在に構成されている他の鏝と同様にさらに他の鏝と一对をなすように構成されていることを特徴とするテーピングテープ用ホルダーを開発した。

【0019】

最後に、本発明は、テーピングテープと、前記いずれかのテーピングテープ用ホルダーとからなるテーピングテープシステムを開発した。また、テーピングテープシステムを人体にあてがった状態でテーピングテープを引き出して貼り付けるテーピング方法を開発した。

40

【発明の効果】

【0020】

本発明のテーピングテープ用ホルダーによれば、テーピングテープを安定した状態にて回動可能に支承するための用具であって、それによりテーピングテープを片手で適切な量ないし長さを引き出すことを可能とすることができるテーピングテープホルダーを提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0021】

【図1】本発明におけるテーピングテープ用ホルダーの一例を示す図1

【図2】テーピングテープ用ホルダーの使用状態を示す図1

【図3】テーピングテープ用ホルダーの使用状態を示す図2

50

【図 4】実施例 1 にかかる挿通棒の一例を示す図

【図 5】本発明にかかる着脱自在に構成されている鏢の一例を示す図

【図 6】本発明にかかる図 5 の鏢と一对をなす鏢の一例を示す図

【図 7】鏢押下用直線部を有する本発明にかかるテーピングテープ用ホルダーの一例を示す図

【図 8】鏢が 3 つある場合の本発明のテーピングテープ用ホルダーの一例（斜視図）を示す図

【図 9】鏢が 3 つある場合の本発明のテーピングテープ用ホルダーの一例（上面図）を示す図

【図 10】鏢が 3 つある場合の本発明のテーピングテープ用ホルダーの使用態様の一例を示す図 10

【図 11】鏢正面視にて一对の引出部材によって構成される隙間の中心点と挿通棒の中心点を結ぶ線で構成される引出線が、机上載置用直線部の直線と 40 度以上で 60 度以下である場合の一例として 50 度である場合の外観を示す図

【図 12】固定されていない側の鏢に設けられた引出部材挿通孔に対して、固定されている鏢に設けられている引出部材をはめ込むための本テーピングテープ用ホルダーの構造を示す図

【図 13】筒状ベース及びテーピングテープの一例を示す図 1

【図 14】筒状ベース及びテーピングテープの一例を示す図 2

【図 15】挿通棒の端面に鏢固定ねじ（雄ねじ）を立設している挿通棒の一例を示す図 20

【図 16】本発明におけるテーピングテープ用ホルダーの一例を示す図 2

【図 17】本発明におけるテーピングテープ用ホルダーの一例を示す図 3

【0022】

以下、本発明の実施形態について、図を用いて説明する。実施例 1 は、請求項 1 から請求項 3、及び請求項 7 から請求項 2 に関し、実施例 2 は、請求項 4 に関し、実施例 3 は請求項 5 及び請求項 6 に関するものである。本発明の内容は、以下の実施例にのみ限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲内において種々変更を加え得る。

【実施例 1】

【0023】

本実施例の発明は、テーピングテープ（中央に筒状ベースを有するとともに、筒状ベース上に巻きまわされたテーピングテープ）を保持するためのテーピングテープ用ホルダーであって、前記筒状ベースの筒を挿通する挿通棒と、挿通棒の両端部に少なくとも一方は着脱自在に配置されテーピングテープの側面を倣わせ、少なくとも対応する位置に机上載置用直線部を有する相互に平行配置される一对の鏢と、前記一方の鏢に前記筒中心軸と平行に立設され、相互の間からテーピングテープを引き出すための一对の引出部材と、前記引出部材が立設された鏢と別の鏢に設けられる前記一对の引出部材を挿通固定するための引出部材挿通孔とを有するテーピングテープ用ホルダーである。 30

【0024】

加えて、本実施例の発明は、テーピングテープと本実施例におけるテーピングテープ用ホルダーとからなるテーピングテープシステムである。また、テーピングテープシステムを人体にあてがった状態でテーピングテープを引き出して貼り付けるテーピング方法である。 40

【0025】

図 1 は、本発明におけるテーピングテープ用ホルダーの一例を示す図である。テーピングテープ用ホルダー（0101）は、テーピングテープの筒状ベースを挿通するための挿通棒（0102）と、机上載置用直線部（0103）を有する一对の鏢（0104）と、引出部材（0105）と、引出部材挿通孔（0106）とを有している。

【0026】

図 2 及び図 3 は、テーピングテープ用ホルダーの使用状態を示す図である。テーピングテープ用ホルダー（0201、0301）は、図 1 にある挿通棒（0102）にテーピングテープの筒状ベースを挿通することによりテーピングテープ（0202、0302）を回 50

動可能に支承する。テーピングテープは筒状ベースに巻きまわされているため、使用する際には、巻きまわされている先端部分（0203，0303）を引っ張ることになる。その先端部分を一定の位置に配置するため、引出部材（0204，0304）が存在している。巻きまわされている先端部分（0203，0303）が引出部材（0204，0304）から横方向（0203）に出るか縦方向（0303）に出るかは問わないが、これはテーピングテープの筒状ベースの挿通する際の向きによって決まるものである。

【0027】

このような状態にて、テーピングテープを本発明にかかるテーピングテープ用ホルダーに保持させるためには、保持させるべきテーピングテープが、保持された状態で前記引出部材に衝突しないようなものでなければならない。そのためには、保持されるべきテーピングテープの径が、前記引出部材との関係で規制されることになる。そして、そのように径を規制されたテーピングテープでは、テーピングテープ用ホルダーに保持されている状態で、最外周の最下面がテーピングテープ用ホルダーの載置面に接触しないように構成される。つまり、挿通棒に挿通されたテーピングテープの半径よりもテーピングテープ用ホルダーの挿通棒の中心軸から机上載置用直線部までの長さ（距離）の方を長く構成される。このように構成することで、最外周の最下面がテーピングテープ用ホルダーの載置面に接触することを防止でき、テーピングテープの外周最下面の汚染を防止することができる。

【0028】

以下では、本実施例におけるテーピングテープ用ホルダーの各構成について説明する。

【0029】

「筒状ベース」は、テーピングテープが巻きまわされているものであって、テーピングテープの中央に存在することによってテーピングテープを形作っているものである。筒状ベースに巻きまわされていることによって、テーピングテープの引出しがスムーズになる。

【0030】

図13及び図14は、筒状ベース及びテーピングテープの一例を示す図である。図13のように、筒状ベース（1301）は、テーピングテープ（1302）の中央に存在することによって、テーピングテープの形状を保持している。また、図14のように、テーピングテープ（1401）は、筒状ベース（1402）に巻きつけられている。

【0031】

本発明における「挿通棒」は、前記筒状ベースの筒を挿通する部分である。テーピングテープを引き出す際には、筒状ベースを含めたテーピングテープ全体が筒状ベースの円心を基軸として回転することになるから、引出しをスムーズにするため、挿通棒の形状は、筒状ベースの横断面がリング状であることが望ましい。または、筒状ベースの横断面の形状がリング状ではない場合には、挿通棒自体が回転するように構成してもいい。

【0032】

図4は、本実施例にかかる挿通棒の一例を示す図である。鍔部（0401）の略中心部分に挿通棒（0402）が存在している。ここでは、挿通棒の形状は、円形になっている。また、挿通棒が一方の鍔に溶接を含む方法（簡単には外せない方法であればよく、溶接に限定されない。例えば外すには工具を必要とするねじ止め、ボルトとナットを用いた係止方法などでもよい。）で接合されていることにより、挿通棒だけが鍔と分離してテーピングテープとともに散乱することを防ぐことができる。

【0033】

続いて、「挿通棒」は、端面に他の鍔を着脱自在に固定する。この固定は他の鍔にねじ挿通孔（遊嵌）を有する設計とする場合には、挿通棒の端面に前記ねじ挿通孔を挿通した後にねじ止めするための鍔固定ねじ（雄ねじ）を立設し、前記鍔のねじ挿通孔に前記鍔固定ねじ（雄ねじ）を挿通した状態で前記鍔を前記挿通棒端面と挟み込むことで固定するための雌ねじを有するキャップを備えるように構成されていることが望ましい。このように挿通棒の端面に鍔固定ねじ（雄ねじ）を立設し、鍔のねじ挿通孔を利用して鍔を着脱自在に固定する場合には、鍔を挿通棒端面に仮置きしたのちに固定することが可能であるので、より簡単にねじ挿通棒に対して鍔を着脱自在に固定することができる。固定を容易にする

10

20

30

40

50

意味では、挿通棒の端面は、滑らかな方が望ましい。

【0034】

図15は、挿通棒の端面に鍔固定ねじ（雄ねじ）を立設している挿通棒の一例を示す図である。鍔（1501）には挿通棒（1502）が備え付けられており、その挿通棒端面には鍔固定ねじ（雄ねじ 1503）が立設されている。

【0035】

本発明における「鍔」は、挿通棒の両端部に少なくとも一方は着脱自在に配置されテーピングテープの側面を倣わせ、少なくとも対応する位置に机上載置用直線部を有する相互に平行配置される一対の鍔である。少なくとも一方は着脱自在に配置されていることにより、テーピングテープの交換ができることになる。テーピングテープの側面を倣わせることにより、テーピングテープが床面に接することを避けることができ、テーピングテープが衛生的になる。対応する位置に机上載置用直線部を有することにより、テーピングテープ用ホルダーを載置する場合に、当該机上載置用直線部を下にして載置することにより、安定して載置することができるようになる。

10

【0036】

ここにおける「一対の鍔の机上載置用直線部」は、前記一対の引出部材に前記引出部材挿通孔を挿通固定することで前記筒中心軸に対して同じ角度で配置されるように構成されていることが望ましい。そのように構成されることにより、テーピングテープを引出部材から引き出す際に、本発明にかかるテーピングテープ用ホルダーの筒中心軸の垂直方向に対して均等に力が加わることにより、引き出す際のテーピングテープ用ホルダーの転倒などを防止することができる。

20

【0037】

また、「一対の鍔の机上載置用直線部」は、テーピングテープ用ホルダーの全体の横幅よりも広いことが望ましい。机上載置用直線部は、広ければ広いほど、テーピングテープ用ホルダー自体が安定する。他方、広ければ広いほど、使用や保管等に場所をとる。そのため、机上載置用直線部の横幅は、テーピングテープ用ホルダーを転倒させない程度に安定させることができる横幅であることが望ましく、具体的には、上記のとおり、テーピングテープ用ホルダーの全体の横幅よりも広いことが望ましい。望ましい例としてはテーピングテープの開封前（一般にテーピングテープはほどけやすいので柔軟素材によってぎゅと包まれた状態で梱包される。）の直径の1.02倍以上で1.20倍以下程度が良い。

30

【0038】

テーピングテープ用ホルダーの全体の横幅よりも広くする場合において、「机上載置用直線部」は、鍔が載置された状態で前記筒中心軸を上方として台形状の底辺及び左右辺をなすように構成されていても良い。ここに「鍔が載置された状態で前記筒中心軸を上方として台形状」とは、要するに、上方から底辺である机上載置用直線部に向かって横幅が広がっていることを意味するのであって、左右辺と底辺が、角状にて交わっているか丸状にて交わっているかを問わないものである。

【0039】

図5及び図6は、本発明にかかる鍔の一例を示す図である。図5が着脱自在に構成されている鍔であり、図6が図5の鍔と一対をなす鍔である。図5では、鍔（0501）には、机上載置用直線部（0502）と、挿通棒の中心に存在する穴と同じ位置に穴がくるように接するための中心孔（0503）と、引出部材を入れ込むための複数の穴（0504）が存在している。図6では、鍔（0601）には、机上載置用直線部（0602）と、挿通棒（0603）が略中心に存在し、複数の引出部材（0604）が存在している。両者の鍔を比較したとき、着脱自在な鍔の中心孔（0503）と挿通棒の中心に存在する穴（0605）が同じ位置にあり、同様に複数の引出部材（0604）と引出部材を入れ込むための複数の穴（0504）が同じ位置にあり、その他は形状が一致している。形状の完全一致は必須ではないものの、机上載置用直線部（0502、0602）の角度については一致していることが、転倒等を防止する上での安定感の上では重要である。この一対の鍔を接合することにより、図1のようなテーピングテープ用ホルダーとなる。

40

50

【 0 0 4 0 】

また、図5及び図6の鏝のように、「鏝が載置された状態で前記筒中心軸を上方として台形状」とは、要するに、上方から底辺である机上載置用直線部に向かって横幅が広がっていることを意味するのであって、左右辺と底辺が、角状にて交わっているか丸状にて交わっているかを問わないものである。

【 0 0 4 1 】

続いて、同様に「鏝」の特徴として、記机上載置用直線部に対向する鏝の領域には前記机上載置用直線部と略平行な鏝押下用直線部を有していてもいい。この「鏝押下用直線部」に対して下に力を加えることにより、テーピングテープ用ホルダーからテーピングテープを引き出した際に転倒しにくくなる。「直線」ではなく円形状でも手で押さえれば一定の安定性はあるが、より「直線」の方が滑りにくく、下に押さえ易いものである。

10

【 0 0 4 2 】

更には、この「鏝押下用直線部」には、テーピングテープ引出時の転がりを阻止するために部材をあてがって係止するための係止部を有することが望ましい。

【 0 0 4 3 】

図7は、鏝押下用直線部を有する本発明にかかるテーピングテープ用ホルダーの一例を示す図である。テーピングテープ用ホルダー(0701)には、前記机上載置用直線部(0702)に対向する鏝の領域に前記机上載置用直線部と略平行な鏝押下用直線部(0703)が存在しており、その鏝押下用直線部には係止部(0704)が存在している。ここでは係止部の形状が凹状であるが、必ずしも当該形状に限定されるものではない。この「鏝押下用直線部」には、例えば片手に把持しているハサミにて当該部分を押さえることにより、テーピングテープが保持されたテーピングテープ用ホルダーを、しっかりと机上に固定することができる。また、前記係止部の凹部に片手に把持しているハサミの先端近くを押し当てることにより、テーピングテープが保持されたテーピングテープ用ホルダーをしっかりと机上に固定することができる。施術者は、テーピングテープの引出作業及び切断作業、並びにテーピングテープによる施術を迅速に行う必要があるため、その都度、片手に把持しているハサミを机に置いたりあるいは置いてあるハサミを机から取って指を挿入する手間を省くために、片手に把持しているハサミにて、テーピングテープが保持されたテーピングテープ用ホルダーを固定することが望ましい。

20

【 0 0 4 4 】

さらに続いて、「鏝」の特徴として、一对の鏝というのは、必ずしも2つの鏝であることを意味するものではない。3以上の鏝が一のテーピングテープ用ホルダーに備えられていてもよい。この場合に挿通棒に固定される一の鏝の位置は、挿通棒の端部であっても良いし中央部であっても良い。固定される一の鏝が挿通棒の端部である場合には、他の鏝は、原則的に挿通棒に対して着脱自在に構成される。挿通棒に配置される他の鏝の挿通棒の固定鏝と反対側の鏝は、前述のように、ねじ等で着脱自在に固定されるように構成することとし、この着脱自在に固定される鏝と前記挿通棒に固定される鏝との間に挿入される一以上の鏝は、挿通棒に対して自在に位置を変えられるように構成することもできる。このように構成すると、挿通棒に複数のテーピングテープを保持する場合その幅は自在にできるというメリットがある。一方、挿通棒の左右端に存在する鏝を共に着脱自在に固定することとし、両鏝の中間に配置される一の鏝を挿通棒に着脱できないように固定することも考えられる。この場合には、着脱できないように固定されている鏝から挿通棒の両端までの距離は固定となるので、全部で3つの鏝によってテーピングテープ用ホルダーを構成する場合にはそのテーピングテープの幅はこれに固定される。また、同様に挿通棒の中央部に着脱できないように鏝を配置し、かつ挿通棒の両端に着脱自在に固定される鏝を配置し、これらの鏝の間に自在に挿通棒を移動できる他の鏝を配置するように構成することもできる。

30

40

【 0 0 4 5 】

図8及び図9は、鏝が3つある場合の本発明のテーピングテープ用ホルダーの一例を示すものである。図8は斜視図、図9は上面図である。着脱自在に構成されない側の鏝(0801, 0901)から両側に2本の挿通棒(0802a, 0802b, 0902a, 09

50

02b)が存在しており、その2本の挿通棒と着脱自在に構成されている他の鏝(0803a, 0803b, 0903a, 0903b)が各一対になっている。各一対の鏝同士の関係は、前記のとおりである。

【0046】

図10は、鏝が3つある場合の本発明のテーピングテープ用ホルダーの使用態様の一例を示す図である。ここでのテーピングテープ用ホルダー(1001)は、着脱自在に構成されない側の鏝(1002)から両側存在している2本の挿通棒と着脱自在に構成されている他の鏝(1003a, 1003b)が各一対になっている。その2本の挿通棒に対して、テーピングテープ(1004a, 1004b)の筒状ベースが挿通されている。その他の引出部材(1005)等の関係は、前記及び後記にて説明する記述と同様である。

10

【0047】

ここにおいて、着脱自在に構成されない側の鏝が挿通棒を備え、その挿通棒に挿入可能であって、当該鏝と着脱自在の鏝と各々一対をなすように構成されている位置調整用鏝が存在していてもいい。それにより、テーピングテープの組合せが豊富になり、使用する際の利便性が向上する。

【0048】

次に、本発明における「引出部材」は、前記鏝の一方に前記筒中心軸と平行に立設され、相互の間からテーピングテープを引き出すための一対の引出部材である。この引出部材は、丸棒形状でありしかも滑らかな表面であればテーピングテープに傷が付きにくい、丸棒形状でありしかも滑らかな表面であることが望ましい。また、実施例3のように、一対の引出部材の一方が切断刃を兼ねていてもいい。

20

【0049】

この「引出部材」は、複数存在することにより、テーピングテープが緩むことを防止するものである。テーピングテープは、筒状ベースに巻きつけられているものの、巻き付けられているテープ間には離型紙が存在していることから、全体として緩みやすい構造である。そのため、複数存在している引出部材の間を通すことにより、テーピングテープが緩むことを防ぐという効果がある。さらに、これによりテーピングテープの先端が机上に接することを防ぐことができるので、テーピングテープの汚染を防止することができる。

【0050】

本発明における「引出部材挿通孔」は、前記引出部材が立設された鏝と別の鏝に設けられる前記一対の引出部材を挿通固定するための部位である。この引出部材挿通孔も、引出部材と同じ間隔にて一対で存在しているものである。そうすることにより、引出部材を引出部材挿通孔に挿通することにより、鏝が「少なくともも対応する位置に机上載置用直線部を有する」という組立てが容易となる。

30

【0051】

ここで固定されていない側の鏝に設けられた引出部材挿通孔に対して、固定されている鏝に設けられている引出部材をはめ込むために本テーピングテープ用ホルダーを次のように構成すると便利である。図12を用いて説明すると、まず挿通棒(1205)の端面に設けられている凸ねじ(1202)に着脱自在でこれから固定しようとする鏝(1200)の中心孔(1204)を挿通して鏝を仮置きする。このとき引出部材(1203。なお、図ではわかりやすくするためにわざと小さめにその径を示しているが、実際にはその径は引出部材挿通孔(1201)の内径とほぼ同じである。)の最も内側の部分の他の固定されている鏝の中心からの距離L1を半径として描く円L0は、これを固定しようとしている鏝(1200)上に描いた場合に、必ず、鏝(1200)の面を通るように構成する。このように構成すれば、仮置きした鏝(1200)を凸ねじ(1202)を中心として手で回すことにより、自然と鏝(1200)に設けられた引出部材挿通孔(1201)に引っかかるようになり、位置決めが簡単にできるという効果がある。それにより、テーピングテープ用ホルダーの組立てが容易になる。なお、凸ねじの説明については、前記した図15のとおりである。

40

【0052】

50

以上が基本的な構成であるが、さらに本発明におけるテーピングテープ用ホルダーは、通気口を設けていてもいい。図5及び図6でも、通気口(0505, 0606)を有する場合の一例の図になっている。通気口により、テーピングテープ付近の換気をすることにより、菌による繁殖を妨げることができる。更には、この通気口から紫外線を照射するようにしてもいい。例えば銭湯においてあるブラシやくしの殺菌ボックスのようなものの中にテーピングテープを備えたテーピングテープ用ホルダーを使用しないときにしまっておくことが考えられる。使用するたびにテーピングテープは回転して、通気口から露出する側面部位が変化するので時間とともにまんべんなく側面が殺菌されることとなる。なお、通気口からテーピングテープ残量を確認することもできる。この通気口の数には特に限定されない。

10

【0053】

図16及び図17は、本発明にかかるテーピングテープ用ホルダーの引出部材が立設された側の鏝の一例を示す平面図である(他方の鏝は取り外した状態で見えない)。鏝(1601, 1701)には、鏝固定ねじ(1603, 1703)が立設された挿通棒(1602, 1702)が備えられており、台形状である机上載置用直線部(1604, 1704)を有し、引出部材(1605, 1705)を有することに加えて、大小の通気口(1606, 1706)を備えている。図16と図17の鏝の違いは、鏝の情報及び両側面の一部が平面上になっているか(図17)全体が円状になっているか(図16)の違いである。なお、挿通棒に鏝固定ねじが立設されているのは一例であって必須ではないが、鏝固定ねじが立設されている挿通棒の説明は、前記した図15のとおりである。

20

【0054】

大小の通気口は、テーピングテープの消費量を知る目安としても利用できる。大径の通気口にテーピングテープの側面が見えている間はテーピングテープの残量が十分であることを示し、この大径の通気口にテーピングテープの側面が視認できなくなるとテーピングテープの残量が減ってきたことを示し、小径の通気口の中の一部にしかテーピングテープの側面が視認できなくなると次のテーピングテープの準備が必要であることを示すという具合である。テーピングテープの巻き回し量は、大径の通気口の部分では巻き回し直径が大きいために1周のテーピングテープ長は相対的に長く、逆に、小径の通気口の部分では巻き回し直径が小さくなるために1周のテーピングテープ長は相対的に短くなる。したがって、テーピングテープの側面径は小径通気口領域では急激に減少することになり、小径の通気口の中の一部にしかテーピングテープの側面が視認できない状態は、残量がなくなることの一種の警告としてとらえることができる。

30

【0055】

通気口からテーピングテープの残量を視認にて確認するという場合の適切な配置について、図16を用いて説明する。鏝全体の横幅(図16のa部分)が210mmである場合、挿通棒から小径通気口までの領域(図16のb部分)は、12.5mm程度であること、具体的には11.5mmから13.5mmの範囲内であることが望ましい。次に、小径通気口の直径(図16のc部分)は、20.0mm程度であること、具体的には18.00mmから22.00mmの範囲内であることが望ましい。次に、小径通気口のから大径通気口までの領域(図16のd部分)は、10.0mm程度であること、具体的には8.5mmから11.5mmの範囲内であることが望ましい。次に、大径通気口の直径(図16のe部分)は、30.0mm程度であること、具体的には26.00mmから34.00mmの範囲内であることが望ましい。また、図17の鏝の例では、鏝の左右幅は200mm程度で200mm以上が好ましく、200mmから215mm程度が好ましい。また上下方向の高さも200mm以上が好ましく、200mmから215mm程度が好ましい。いずれも、挿通棒の中心から引出部材の中心よりの端部までの距離は、88mm程度であるが、75mmから88mm程度が良い。この距離によって挿通棒に挿通されるテーピングテープの直径が規制され、テーピングテープ用ホルダーにこれを保持した状態で、その机上からテーピングテープの外周面(布で構成されている面)が十分に離間する。

40

【0056】

50

以上により、テーピングテープを安定した状態にて回動可能に支承するための用具であって、それによりテーピングテープの貼付措置において片手で適切な量ないし長さを引き出すことを可能とすることができるテーピングテープホルダーを提供することができる。

【実施例 2】

【0057】

実施例 1 の構成に加えて、鏝正面視にて前記一对の引出部材によって構成される隙間の中心点と挿通棒の中心点を結ぶ線で構成される引出線は、前記机上載置用直線部の直線と 40 度以上で 60 度以下となるように二本の引出棒が配置されるテーピングテープ用ホルダーである。

【0058】

テーピングテープ用ホルダーの使用上の安定性を考えると、引出部材からテーピングテープを引き出した際、テーピングテープ用ホルダーが転倒せず、かつ引出方向に移動しないことが重要である。もちろん、現実的な使用に耐えることが前提である。

【0059】

図 11 は、鏝正面視にて前記一对の引出部材によって構成される隙間の中心点と挿通棒の中心点を結ぶ線で構成される引出線が、前記机上載置用直線部の直線と 40 度以上で 60 度以下である場合の一例として 50 度である場合の外観を示す図である。図における「鏝正面視にて前記一对の引出部材によって構成される隙間の中心点と挿通棒の中心点を結ぶ線で構成される引出線」は図中の 1101 の線であり、この線は、前記机上載置用直線部の直線 (1102) と 50 度の角度である。

【0060】

これを踏まえて、現実的な使用に耐えることを前提に、テーピングテープ用ホルダーが転倒せず、かつ引出方向に移動しない範囲を説明すると、

鏝正面視にて前記一对の引出部材によって構成される隙間の中心点と挿通棒の中心点を結ぶ線で構成される引出線が、前記机上載置用直線部の直線と 40 度以下であると、通常に使用において、テーピングテープ用ホルダーが転倒したり移動したりする。他方、鏝正面視にて前記一对の引出部材によって構成される隙間の中心点と挿通棒の中心点を結ぶ線で構成される引出線が、前記机上載置用直線部の直線と 60 度以上であると、実際の使用上も使いにくくなることに加えて、テーピングテープ用ホルダーが転倒したり移動したりする。これらに対して、鏝正面視にて前記一对の引出部材によって構成される隙間の中心点と挿通棒の中心点を結ぶ線で構成される引出線が、前記机上載置用直線部の直線と 40 度以上で 60 度以下であると、現実的な使用態様において、テーピングテープ用ホルダーが転倒せず、かつ引出方向に移動しないという安定感を発揮する。

【0061】

したがって、鏝正面視にて前記一对の引出部材によって構成される隙間の中心点と挿通棒の中心点を結ぶ線で構成される引出線は、前記机上載置用直線部の直線と 40 度以上で 60 度以下となるように二本の引出棒が配置されることが望ましい。

【0062】

上記の角度で配置されること、及びテーピングテープの場合には巻きつけられている際にテープ間に離型紙を間に挟むことから、テープの引っ張り方向への力を弱めることができるといふ特有の事情が合わさって、テーピングテープ用ホルダーが転倒せず、かつ引出方向に移動しないという安定感を発揮する。

【0063】

以上により、現実的な使用態様において、テーピングテープ用ホルダーが転倒せず、かつ引出方向に移動しないという安定感を発揮するテーピングテープ用ホルダーを提供することができる。

【実施例 3】

【0064】

実施例 1 又は実施例 2 の構成に加えて、前記一对の引出部材の少なくとも一方は、この一对の引出部材によって構成される隙間に向けたテーピングテープ切断刃を有することを特

10

20

30

40

50

徴とするものである。また、さらに前記テーピングテープ切断刃は、テーピングテープの幅方向で凸曲面状であることを特徴とするものである。また、切断刃は一对の引出部材の両者の対向面に向かって両者に設けられるように構成してもよい。なお、テーピングテープは、布地である表面と離型紙である裏面の両外面が非粘着性であるので、通常のセロファンテープのようにテーピングテープを仮止することはできない。したがって、テーピングテープ用ホルダーには、その仮止部を有しない。しかし、切断刃で切断されたテーピングテープの切断部が後退して引出部材から離脱してしまうと、作業性に問題がある。そこで、本発明のテーピングテープ用ホルダーでは、鏝の部分を除いてテーピングテープが露出するように構成されている。それにより、切断の際、テーピングテープの表面に軽く進行方向の力を加えることができるように構成されている。

10

【0065】

実施例1で述べたように、引出部材は一对をなしているところ、テーピングテープは、この一对の引出部材によって構成される隙間に通されることとなる。そのため、この一对の引出部材によって構成される隙間に向けてテーピングテープ切断刃が存在すれば、テーピングテープの切断等にハサミを使用しなくとも良くなり、非常に便利である。

【0066】

この切断刃は、引出部材の一方と一体となってもいいし、引出部材よりも引出方向に別に設けられていても良い。また、切断刃は、スライド式であってもいい。

【0067】

切断されたテーピングテープは、その使用において伸び縮みし易いように、角が丸くなっていることが望ましい。そのため、テーピングテープ切断刃が凸曲面状であれば、テーピングテープの切断面も曲面状になり、使用において伸び縮みし易い形状となる。したがって、テーピングテープ切断刃の形状は、凸曲面状であることが望ましい。

20

【符号の説明】

【0068】

0101, 0201, 0301, 0701 : テーピングテープ用ホルダー
 0102, 0402, 0603, 1205, 1502, 1602, 1702 : 挿通棒
 0103, 0502, 0602, 0702, 1604, 1704 : 机上載置用直線部
 0104, 0401, 0501, 0601, 1200, 1501, 1601, 1701 : 鏝
 0105, 0204, 0304, 0604, 1203, 1605, 1705 : 引出部材
 0106, 1201 : 引出部材挿通孔
 0202, 0302 : テーピングテープ
 0203, 0303 : テーピングテープ巻きまわされている先端部分
 0503, 1204 : 中心孔
 0504 : 複数の穴
 0605 : 挿通棒の中心に存在する穴
 0703 : 鏝押下用直線部
 0704 : 係止部
 1101 : 鏝正面視にて前記一对の引出部材によって構成される隙間の中心点と挿通棒の中心点を結ぶ線で構成される引出線
 1102 : 机上載置用直線部の直線
 1202, 1503, 1603, 1703 : 凸ねじ, 鏝固定ねじ, 雄ねじ
 1301, 1402 : 筒状ベース
 1302, 1401 : テーピングテープ
 0505, 0606, 1606, 1706 : 通気口

30

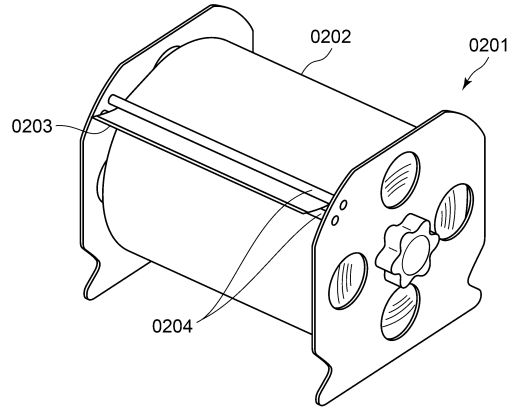
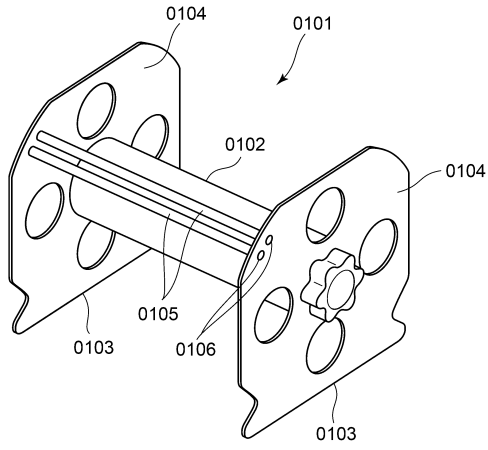
40

50

【図面】

【図 1】

【図 2】

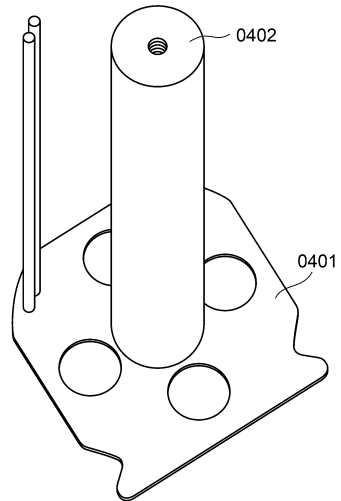
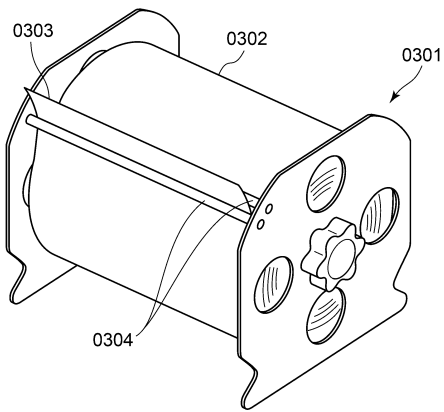


10

20

【図 3】

【図 4】

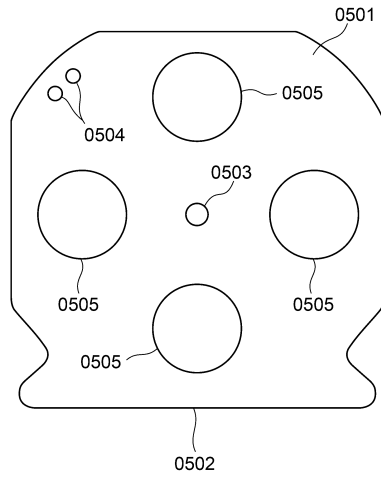


30

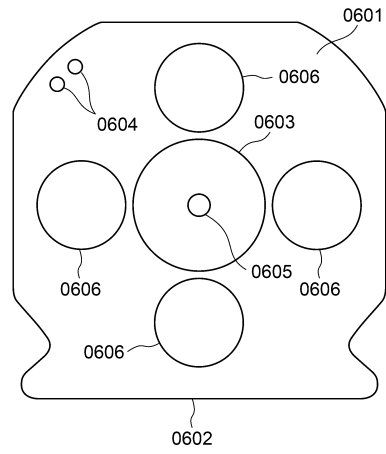
40

50

【 図 5 】

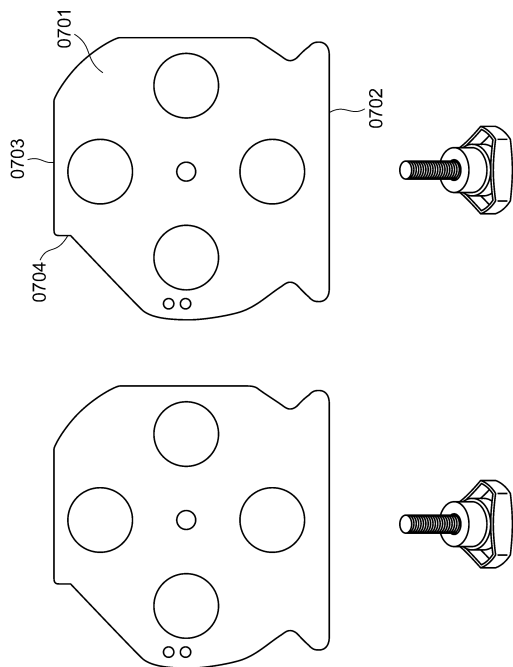


【 図 6 】

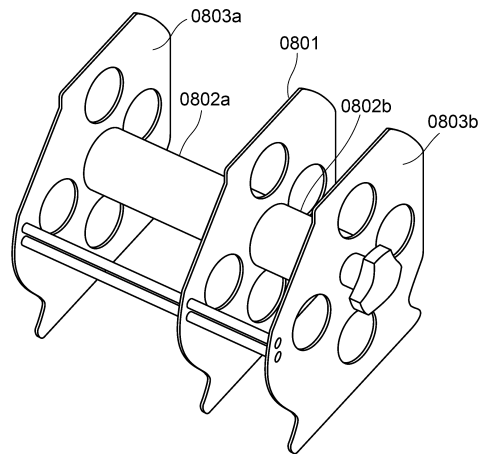


10

【 図 7 】



【 図 8 】



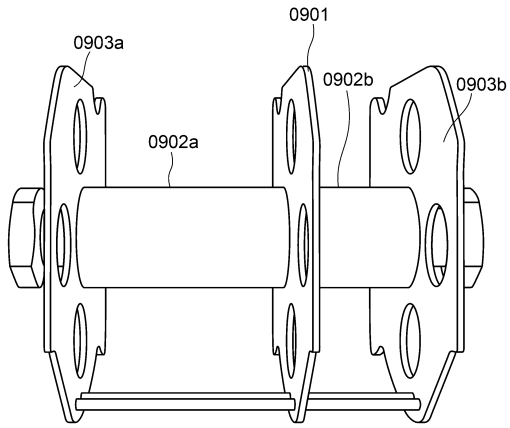
20

30

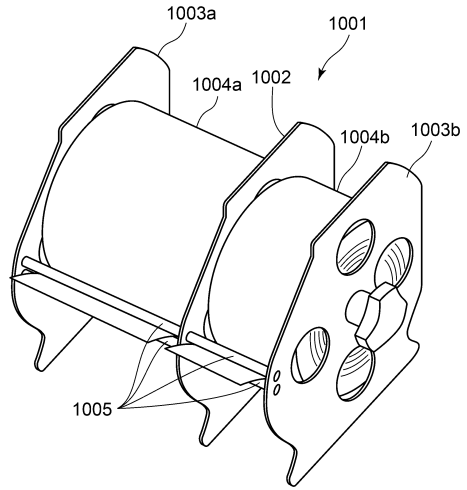
40

50

【 図 9 】



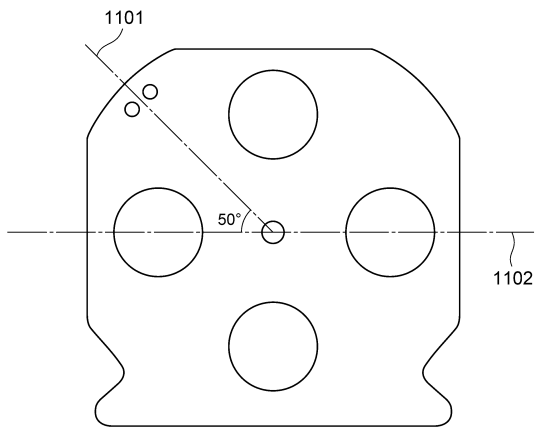
【 図 10 】



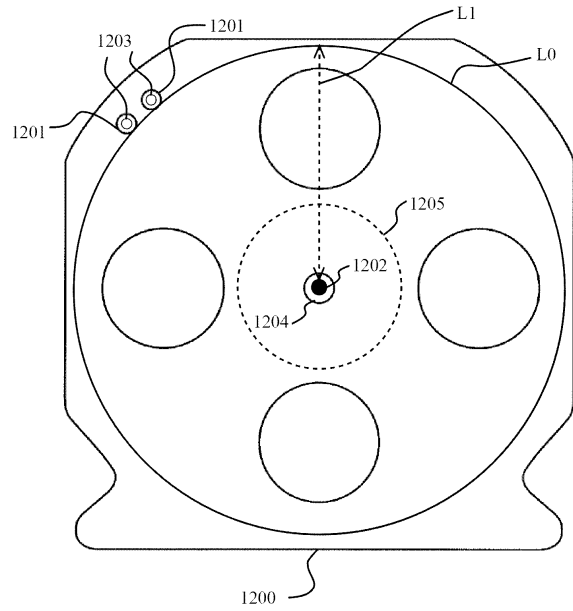
10

20

【 図 11 】



【 図 12 】

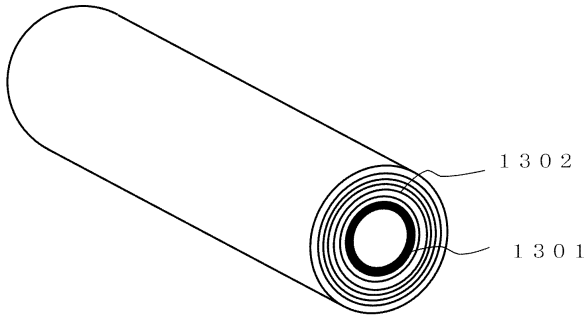


30

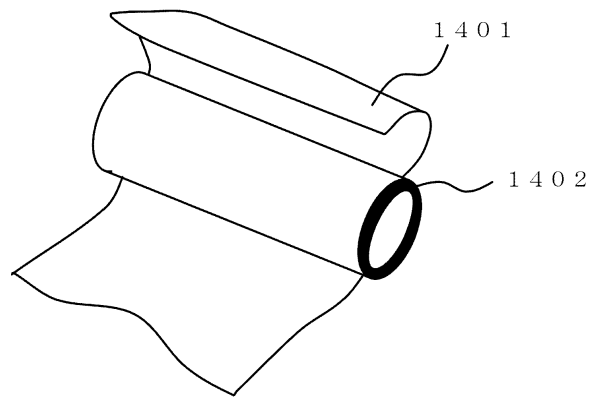
40

50

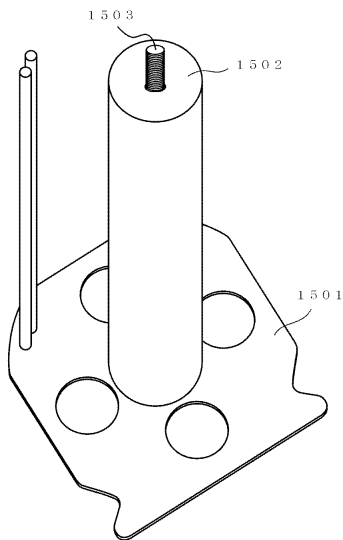
【図 13】



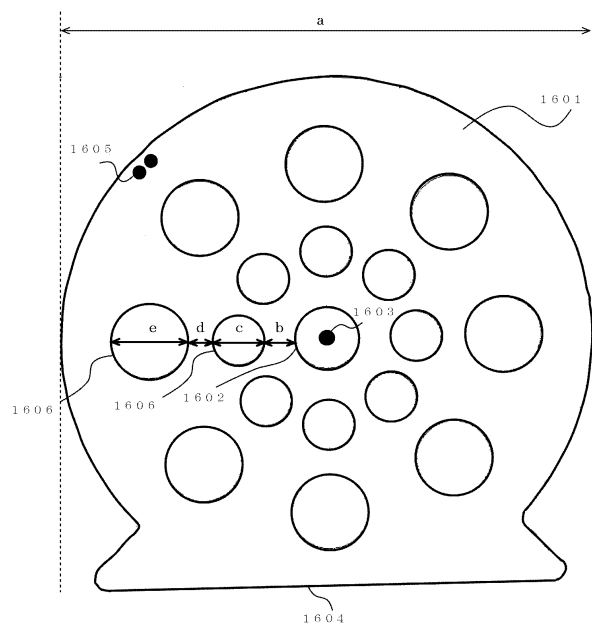
【図 14】



【図 15】



【図 16】




10

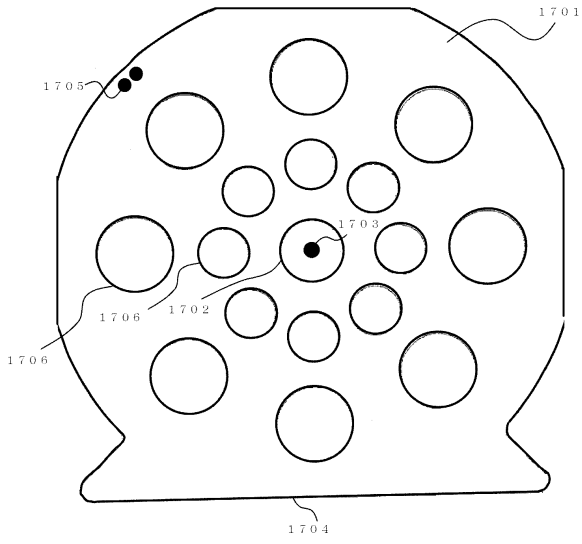
20

30

40

50

【 17】



10

20

30

40

50

フロントページの続き

- (56)参考文献 米国特許第02333378 (US, A)
実開昭55-113335 (JP, U)
特開平11-165944 (JP, A)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
A61F15/00
B65H35/00 - 35/10